参考様式第二

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 建築物等の名称 |  |
| (2) 建築物等の所在地 |  |
| (3) 省エネ適合判定年月日・番号 |  |
| (4) 変更の内容 |
| □A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更□B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更□C　再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。） |
| （5）備　考 |
|  |
| （注意）１．この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。２．（4）変更の内容において、Ａにチェックした場合には第二面に、Ｂにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。 | 受付欄 |
|  |

（第二面）

**[A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| 次の①から④に該当する変更□　①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更□　②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更□　③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）□　④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（第三面）

**[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]**

|  |
| --- |
| ・変更前のBEI＝　（　　　　　　）　≦　0.9 |
| ・変更内容は、①または②に該当する変更となる |
| * ①　床面積
 |
| 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10％を超えない増減 |
| ・変更前のUA値＝（　　　）≦（　　　）×0.9、変更前のηAC値＝（　　　）≦（　　　）×0.9 |
| □　②　外皮に係る変更で以下のいずれか |
| □　開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更□　変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更□　変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更□　基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

参考様式第三

**建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書**

（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 建築物等の名称 |  |
| (2) 建築物等の所在地 |  |
| (3) 省エネ適合判定年月日・番号 |  |
| (4) 変更の内容 |
| □A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更□B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更□C　再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。） |
| （5）備　考 |
|  |
| （注意）１．この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。２．（4）変更の内容において、Ａにチェックした場合には第二面に、Ｂにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。 | 受付欄 |
|  |

（第二面）

**[A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| □　① 建築物の高さ又は外周長の減少□　② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少□　③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）□　④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設□　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（第三面）

**[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]**

|  |
| --- |
| ・変更前のBEI＝（　　　）≦（　　　）×0.9 |
| ・変更となる設備の概要 |
| 　□　空気調和設備変更内容記入欄 |
| 　□　機械換気設備変更内容記入欄 |
| 　□　照明設備変更内容記入欄 |
| 　□　給湯設備変更内容記入欄 |
| 　□　太陽光発電変更内容記入欄 |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（第三面　別紙）

**[空気調和設備関係]**

|  |
| --- |
| 次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （イ）外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加　かつ窓の平均熱貫流率について5％を超えない増加 |
| 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認 |
| 変更内容　　　□断熱材種類　　□断熱材厚み　　変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 窓の平均熱貫流率について5％を超えない増加 |
| 変更内容　　　□ガラス種類　　□ブラインドの有無　　変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　　）％ |
| （ロ）熱源機器の平均効率について10％を超えない低下 |
| 平均熱源効率（冷房平均COP） |
| 　　変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の平均熱源効率変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　　）％ |
| 平均熱源効率（暖房平均COP） |
| 　　変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の平均熱源効率変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％ |

（第三面　別紙）

**[機械換気設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （イ）送風機の電動機出力について10%を超えない増加 |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の送風機の電動機出力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の送風機の電動機出力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| （ロ）計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ） |
| 室用途（　駐車場　）変更前・変更後の床面積変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　厨　房　）変更前・変更後の床面積変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

（第三面　別紙）

**[照明設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （イ）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加 |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 　　室用途（　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

（第三面　別紙）

**[給湯設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （イ）給湯機器の平均効率について10%を超えない低下 |
| 　　湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 　　湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 　　湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |

（第三面　別紙）

**[太陽光発電関係]**

|  |
| --- |
| 下表掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （イ）太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量　　変更前　システム容量の合計値（　　　　　　）　　変更後　システム容量の合計値（　　　　　　）変更前・変更後のシステム容量減少率（　　　）％ |
| （ロ）パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更 |
| パネル番号（　　　　　）パネル方位角　□30度を超えない変更　（　　　）度変更　　パネル傾斜角　□10度を超えない変更　（　　　）度変更 |
| パネル番号（　　　　　）パネル方位角　□30度を超えない変更　（　　　）度変更　　パネル傾斜角　□10度を超えない変更　（　　　）度変更 |

参考様式第四

**建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）**

（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

建築主事又は指定確認検査機関　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第３条の２に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 住宅の名称 |  |
| (2) 住宅の所在地 |  |
| (3) 確認済証交付年月日・番号 |  |
| (4) 軽微な変更の内容 |
| □　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更□　一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 |
| （5）備　考 |
|  |
| （注意）１．この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。２．（4）変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。３．仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。 | 受付欄 |
|  |

（第二面）

**[ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| □　断熱構造とする部分の変更□　外皮の断熱性能等の変更□　開口部の断熱性能等の変更□　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（第ニ面）

**[ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 ]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| 　□　暖房設備変更内容記入欄 |
| 　□　冷房設備変更内容記入欄 |
| 　□　全般換気設備変更内容記入欄 |
| 　□　照明設備変更内容記入欄 |
| 　□　給湯設備変更内容記入欄 |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |